

医師会立訪問看護ステーション

事業推移について

本 出 肇

北区医師会は平成9年より医師会立訪問看護ステーションを開設しました。人口構造の変化は、確実な未来であり、3人1人が65歳以上という高齢社会を迎えるまでに、北区における医療供給体制には、在宅医療を支える訪問看護が必須であると考えたからです。

平成12年介護保険制度が始まるとともに、訪問介護、居宅介護支援事業を追加し現在に至っています。この間の事業推移を今思い返してみますと、訪問看護ステーション開設の平成9年から介護保険制度が始まった4年間の平成16年までは、まだ介護事業場が少なく、事業は右肩上がりでした。

介護保険関連の事業場設立が1段落する頃の平成17年からは需要との供給のバランスが逆転し新設の事業所ではケアマネージャーによる利用者の早期からの困り込みが起きます。さら

に2年に1度の介護保険制度の改定ごとに、介護度数の見直し、自己負担料の改正等に伴い、利用者が気軽に介護保険を使えないなど年々事業の圧迫が進みました。

一方国政では民主党政権の平成20年に提唱された社会保障・税の一体改革は自民党政権にも引き継がれ、平成26年からは地域包括ケアシステムが市町村レベルで動いています。高齢者数は着実に増加し、区民のニーズも増大する中で、「診療所の延長線上としての在宅ケア」から「入院医療の延長線上の在宅ケア」に態勢を整えていかねばなりません。実際病院からターミナル患者紹介が増加する一方、介護度数が高く認知症の進んだ利用者でもなかなか入院ができず、またいったん入院しても長期入院が不可能なため、短期間で在宅に戻られる利用者も増加しています。そのような現状の中、病院、開業医、利用者それぞれが安心して在宅医療・介護を任せられる訪問看護ステーションを目指し、北区医師会は今後も事業の継続をしていく所存です。

